# 転入に関する申立書

赤穂市に転入予定であり、保育所等の利用を希望しているので、下記について申し立てます。また、 裏面に記載されている事項について同意いたします。

A	令和7年3月31日までに、赤穂市への転入手続きを完了することを誓約します。 住民票の異動及び利用手続きが令和7年3月31日までに終わらなかった場合や、虚偽の申告をした場合、保育所等の利用承諾(内定)を取り消されることに異議はありません。													
В	帝和7年3月31日までは赤穂市外に在住していますが、令和年月日までに赤穂市に転入する予定であることを誓約します。 利用決定月の前月末までに赤穂市に転入手続きができなかった場合や、虚偽の申告をした場合、保育所等の利用承諾(内定)を取り消されることに異議はありません。													
※ 該当する条件(AまたはB)のいずれかにOをつけてください。														
入所を希望する児童の氏名									生	年	月	日		
1								令和		年	月		日	
2														
3														
	入	所	希	望	日			令和		年	月	1	日	
転入	〒 — 転入予定の住所 <b>赤穂市</b>													
	- 40 - 1					·< _	1	— <u>-</u>						
〇 転.	入後の「		(上に	記入し	1		星の!	見童を除く	()					
〇 転.	入後の[	司居者	(上に	記入し	1	続柄	星の!	見童を除く	()	生生	<b>F月日</b>			
〇 転.	入後の[		†(上に	記入し	1		望の!	見童を除く	)	生年	F月日 月		日	
〇 転.	入後の[		(上に	記入し	1	続柄	望のり	見童を除く	()				日日	
○ 転.	入後の「		(上に	記入し	1	続柄	<b>星の</b> り	見童を除く	)	年	月			
〇 転.	入後の「		·(上に	記入し	1	続柄	星のリ	見童を除く	)	年年	月月		В	
〇 転.	入後の「		(上に	記入し	1	続柄	星のリ	見童を除く		年 年 年	月 月 月		日日	
〇 転	入後の「		·(上に	記入し	1	続柄	201	見童を除く		年年年年	月 月 月 月		日 日	
<ul><li>転</li></ul>	入後の「		·(上に	記入し	1	続柄	望の!	見童を除く	)	年年年年年	月 月 月 月 月		B B	
<ul><li>転。</li></ul>	入後の[			記入し	1	続柄	個のり			年 年 年 年	月 月 月 月 月		B B B	
〇 転	入後の[					続柄 父 母 住				年 年 年 年	月 月 月 月 月		日 日 日 日	
<ul><li>転</li></ul>	入後の「		I I	現在	の者	続	所名			年 年 年 年	月 月 月 月 月		B B B	

## 赤穂市外から転入される方へ(注意事項)

赤穂市の保育所等の利用を希望される場合、下記の点についてご注意ください。

#### 【年度当初の申請について】

- 赤穂市に住民票のない人がこの申立書を提出しない場合、年度当初の選考の対象とは なりません。必ず提出してください。
- この申立書を含め申請書類に記載した事項について変更が生じた場合は、速やかにご 連絡ください。変更の連絡がなかった場合、虚偽の申請とみなされて保育所等利用承 諾(内定)が取り消される場合があります。
- 〇 保育所等利用承諾(内定)後の転入手続き完了の有無については、こども育成課の職員が住民票を確認しますので、住民票の添付は不要です。転入手続きが完了したら、 教育委員会こども育成課までご連絡ください。

### 【赤穂市の入所申込みの方法について】

- 赤穂市の翌年度入所申請の期限等については、赤穂市ホームページ等により各自でご 確認ください。申請書類の提出締切日後の受付になった場合は、年度当初の入所選考 の対象とはなりません。選考開始は新年度開始後になります。
- 赤穂市では、年度途中からの入所希望者の入所申請も、4月1日からの利用希望者と 同時に選考しています。忘れずに申請してください。手続きが遅れた場合、保育所の 利用状況によっては利用できない場合があります。
- 年度途中の申込申請については、随時受付しています。但し、利用の可否は、各保育 所の利用状況によりますので、利用できない場合があります。
- 〇 保育の必要性等の条件により入所選考しています。申込人数が多いときは、保育所等 を利用できない場合や、兄弟で違う保育所をご案内させていただく場合があります。

#### 【転入予定のない場合】

○ 住民票を移さずに、市外在住のままで赤穂市の保育所等の利用を希望される場合は、この申立書では申請できません。現在お住まいの市区町村にご相談ください。お住まいの市区町村から赤穂市へ利用の可否について照会いただくことになります。但し、赤穂市内居住者の申請が優先されますので、申請が多い場合、保育所等の利用をお受けできないことがあります。

## 【その他】

○ ご不明な点がある場合は、事前に赤穂市教育委員会こども育成課までご確認ください。

赤穂市教育委員会 こども育成課 TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895